

# 日本精神神経学会「国際学会発表賞」規程

## 第1条 趣旨

日本精神神経学会「国際学会発表賞」（以下、国際学会発表賞）は、日本精神神経学会の国際交流活動の活発化を目的として、国際学会で優れた発表活動をする若手会員の個人発表及びシンポジウム組織の演題を若干数選考し、授与する賞とする。

## 第2条 対象

国際学会発表賞は、該当年（1月1日～12月31日）に海外・国内で開催される国際学会での口頭発表（ポスター発表は対象外）に授与する賞とする。

## 第3条 応募条件

### －個人発表賞・シンポジウム組織発表賞共通

a. 同一年度について、申請は1名1件までとする。

（同一年度に、個人発表賞とシンポジウム組織発表賞の両方を申請することはできない。）

b. 過去に受賞したことがない。

（ただし、過去に受賞したことのある部門とは別の部門には応募できる。例；個人発表賞を受賞し、シンポジウム組織発表賞は受賞していない→シンポジウム組織発表賞に応募できる。）

### －個人発表賞

a. 学会参加時に40歳未満もしくは精神科医歴10年未満であること。

b. 国際学会において口頭発表を行った場合に申請が可能である。（ポスター発表は対象外とする。）

なお、国際学会の会期前である場合、当該演題が採択されていれば申請可能とする。

### －シンポジウム組織発表賞

a. 学会参加時に45歳未満もしくは精神科医歴15年未満であること。

b. 国際学会においてシンポジウムのコーディネーターを務めた場合に申請が可能である。

（シンポジストとして発表することは要件とはしない。）

なお、国際学会の会期前である場合、当該演題が採択されていれば申請可能とする。

このほか、国際委員会により、応募の受付ができないと判断する場合がある。

## 第4条 応募受付

国際学会発表賞は、毎年4-5月頃に応募受付を開始し、応募に関する情報は学会ホームページに掲載する。

## 第5条 選考方法

国際学会発表賞は、応募された個人発表及びシンポジウム組織で発表した演題を対象として、国際委員会委員が内規に基づいて抄録を評価し、国際委員会において選考する。

ただし、自らが選考対象となっている国際委員会委員は評価を実施しないものとする。

## 第6条 表彰

国際学会発表賞は学術総会期間内に授賞式を行うものとし、学会理事長は受賞者に盾および賞金を授与する。

## 附則

- 一 この規程は、理事会の承認を得て改定できるものとする。
- 二 平成25年11月16日制定  
平成26年3月15日改定  
平成29年1月21日改定  
平成29年9月16日改定  
平成30年1月20日改定  
平成31年1月19日改定